

随意契約理由書

1 業 務 名	料金收受業務支援システム運用管理業務（2024年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3 随意契約理由	本業務は、阪神高速道路株式会社（以下「当社」という。）が運用中の料金收受業務支援システム（i-toll）及び料金所に設置する本人確認装置操作用PCについて、ヘルプデスク対応やシステム障害発生時の対応をはじめとするシステム、機器の運用保守業務（軽微な改修を含む）を行うものである。 本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当該システムの設計内容、取り扱うデータ、使用する機器等に精通し、システム、機器を継続的かつ安定的に稼働させ、障害発生時に迅速な調査復旧を実施できることが必要である。加えて、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、料金收受業務支援システム構築業務（2019 年度）等において当該システムの構築を行っているほか、リリース以降継続して運用管理業務を実施していることから、当該システムの設計内容や取り扱うデータ等を熟知している。また、同社は、本人確認装置操作用PC に導入するクラウドストレージ（Box）の構築・運用管理に係る管理者権限を有している者であり、本人確認装置操作用PC に障害が発生した場合に迅速な調査復旧が可能である。これらに加えて、同社は当社と共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。 以上
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	